

1 教科及び教科の指導法に関する科目

※幼稚園免許の場合は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」となります。

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

- * 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。
- * 各教科の指導法は、取得しようとする免許の教科以外の科目を余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

2 教育の基礎的理解に関する科目等

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

- * 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。
- * 「教育実習」5単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位分を「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。